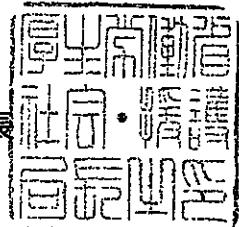


文  
字

平成 25 年 3 月 12 日  
社援発 0312 第 24 号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」の一部改正について

介護職員等に対する喀痰吸引等研修の講師に係る要件については、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号。以下「法」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）及び「社会福祉及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号。以下「施行通知」という。）によりお示ししているところです。

登録喀痰吸引等事業者（法附則第 20 条の登録特定行為事業者を含む。）や登録研修機関の登録においては、法により欠格条項が定められていますが、今般、当該欠格条項に係る解釈をお示しするため、別添のとおり施行通知の一部を改正したので、通知します。

別添

○社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）（平成 23 年 11 月 11 日社援基発第 1111 第 1 号）  
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1・第 2 (略)	第 1・第 2 (略)
第 3 登録喀痰吸引等事業者（法附則第 20 条の登録特定行為事業者を含む。）	第 3 登録喀痰吸引等事業者（法附則第 20 条の登録特定行為事業者を含む。）
1～3 (略)	1～3 (略)
<u>4. 欠格条項</u> <u>法第 48 条の 4 各号に掲げられた者が喀痰吸引等業務の登録を受けることができないとされているのは、喀痰吸引等業務の安全性を全国統一的に最低限担保する必要があるからである。このため、各都道府県の実情に照らし特段の事情がある場合には、例えば、「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員がその事業活動を支配する法人」は、法第 48 条の 4 各号に掲げられていないものの、各都道府県の条例において、登録を受けることができない者とすること等も許容されること。</u>	(追加)
第 4 (略)	第 4 (略)

第5 登録研修機関

1～4 (略)

5. 欠格条項

法附則第7条に掲げられた者が登録研修機関の登録を受けることが  
できないとされているのは、研修体制の安全性を全国統一的に最低限  
担保する必要があるからである。このため、各都道府県の実情に照ら  
し特段の事情がある場合には、例えば、「暴力団員又は暴力団員がそ  
の事業活動を支配する法人」は、法附則第7条各号に掲げられていない  
ものの、各都道府県の条例において、登録を受けることができない  
者とすること等も許容されること。

第6～第9 (略)

第5 登録研修機関

1～4 (略)

(追加)

第6～第9 (略)